

○後志広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

〔平成30年3月1日〕
条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項、第47条第1項第1号及び第2項並びに第81条第3項の規定に基づき、後志広域連合（以下「広域連合」という。）における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定めのない限り、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、省令の定めるところによる。

2 前項の規定により、省令の定める基準を適用する場合において、省令第29条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(申請者の資格)

第4条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

(広域連合管外に所在する事業所の指定に係る基準等)

第5条 広域連合管外に所在する事業所の指定に係る基準等は、この条例の規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村の法第46条第1項、第47条第1項第1号及び第2項並びに第81条第3項の規定に基づく条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。